

令和 9 年度 税制改正 要望事項（新設・拡充・延長）

（経済産業省中小企業庁事業環境部財務課）

項 目 名		小規模企業等に係る税制のあり方の検討	
税 目		所得税	
要 望 の 内 容	経営や成長志向の活動を行う個人事業主を含む小規模事業者が直面する事業承継や事業主報酬などの課題を踏まえ、その振興を図る観点から、働き方の多様化を踏まえ、個人事業主、同族会社、給与所得者の課税のバランスや勤労性所得に対する課税のあり方等にも配慮しつつ、個人と法人成り企業に対する課税のバランスを図るための外国の制度も参考に、正規の簿記による青色申告の普及を含め、記帳水準の向上を図りながら、引き続き、給与所得控除などの「所得の種類に応じた控除」と「人的控除」のあり方を全体として見直すことを含め、所得税・法人税を通じて総合的に検討する。 なお、令和8年度税制改正大綱においても、「小規模企業等に係る税制のあり方については、働き方の多様化や、同族会社や給与所得者との課税のバランスを踏まえ、個人事業主の勤労性所得に対する課税のあり方等にも配慮しつつ、正規の簿記による青色申告の普及を含め、記帳水準の向上を図りながら、引き続き、給与所得控除などの「所得の種類に応じた控除」と「人的控除」のあり方を全体として見直すことを含め、所得税・法人税を通じて総合的に検討を進める。」とされている。		
		平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) (改正増減収額)	- 百万円 (- 百万円) (- 百万円)
新設・拡充又は延長を必要とする理由	(1) 政策目的 例えば、法人の場合は、一定の条件を満たす事業主給与の損金算入が認められ、かつ給与所得控除の額が所得金額に応じて遡増する仕組みになっていることに比べ、個人の場合は、青色申告特別控除は所得金額に関わらず定額の控除であり、事業所得を得るために要する個人事業主の「勤労」への評価を反映していないとの指摘がある。 そのため、働き方の多様化や、同族会社や給与所得者との課税のバランスを踏まえ、個人事業主の勤労性所得に対する課税のあり方等にも配慮しつつ、正規の簿記による青色申告の普及を含め、記帳水準の向上を図りながら、引き続き、給与所得控除などの「所得の種類に応じた控除」と「人的控除」のあり方を全体として見直すことを含め、所得税・法人税を通じて総合的に検討を進める。 (2) 施策の必要性 上記「政策目的」に同じ。		

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	7. 中小企業の発展
		政策の達成目標	働き方の多様化や、同族会社や給与所得者との課税のバランスを踏まえ、個人事業主の勤労性所得に対する課税のあり方等にも配慮しつつ、正規の簿記による青色申告の普及を含め、記帳水準の向上を図りながら、引き続き、給与所得控除などの「所得の種類に応じた控除」と「人的控除」のあり方を全体として見直すことを含め、所得税・法人税を通じて総合的に検討を進める。
		租税特別措置の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—
		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	—
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—

		要望の措置 の 妥 当 性	シャウプ勧告においては、当時給与所得者に認められていた勤労控除について、「所得の大部分が財産の所有に起因するのではなく、個人の努力によって得られたという点において、農業所得および中小商工所得にも同様に適用されるべきである」とされている。 また、令和８年度税制改正大綱においても、「小規模企業等に係る税制のあり方については、働き方の多様化や、同族会社や給与所得者との課税のバランスを踏まえ、個人事業主の勤労性所得に対する課税のあり方等にも配慮しつつ、正規の簿記による青色申告の普及を含め、記帳水準の向上を図りながら、引き続き、給与所得控除などの「所得の種類に応じた控除」と「人的控除」のあり方を全体として見直すことを含め、所得税・法人税を通じて総合的に検討を進める。」とされており、妥当である。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別 措 置 の 適用実績	—	
	租特透明化 法に基づく 適用実態 調 査 結 果	—	
	租税特別措 置の適用に よる 効 果 (手段としての有効性)	—	
	前回要望時 の達成目標	—	
	前回要望時 からの達成 度及び目標 に達してい ない場合の 理 由	—	
これまでの 要 望 経 緯		—	